

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成27年度第3回岡山市入札外部審議委員会（以下「審議委員会」という。）を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成27年11月2日（月） 午前10時00分から午前11時30分

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員（敬称略 五十音順）

井上 信二，岡崎 優子，妹尾 直人，松本 正子，的場 真介

4 事務局

（1）岡山市

森安審議監，山本契約課長，大島工事契約担当課長，岡本契約課課長補佐，
林契約課課長補佐，山本契約課副主査，徳丸契約課主任

（2）水道局

小林統括審議監，浅田管財課長，國富管財課課長代理，樋口契約係長，
岸本管財課主任，平山管財課主任

5 会議次第

（1）開会

（2）議題

- 1 岡山市抽出議案について審議
- 2 岡山市水道局抽出議案について審議
- 3 その他

6 会議概要

1-1 岡山市報告議案「施設修繕契約における官製談合防止法違反について」

(議案について、市長記者会見、総務委員会等の資料を用いて経緯の説明を行った。)

1-2 岡山市抽出議案「物品契約」について

(注記：特定の業種において、市が設定する仕様の都合上、市内業者(1者)が有利になっているのではないかと危惧される一連の一般競争入札について説明)

Q：確かに、特定の市内業者のみの応札となっている案件が多いことがわかる。市内業者以外が入札に参加すると、当該業者は落札できていない。地元業者を育てるという観点があると片方で思いながら、この状態は偏りがあるという感じもする。

Q：公正な競争の結果であるため、意見はしにくい。

Q：地元業者育成は、本当に大事なことだと思う。ただ、地元ではこの1者しかないという状況も心配である。応札数が伸びない条件が考えられるか。

A：製造品の納入が1回きりの案件であれば、市内業者でなくても対応できるようだが、毎月毎月納品するものは、全国規模の業者ではなかなか対応しづらいということのようだ。また、この業種では、特に設備投資が相当なものであるため、市内で同規模の業者が出てくることは考えにくい。競争しあえるような大きなマーケットが存在しないので、どうしても寡占状態になってくるという状況と思う。全国的に見ても同じような状況であるようだ。

Q：市内業者に2社3社応札可能な業者がいれば、競争原理も働いて、岡山市の支出が減って望ましいが、今の状況では、この結果は仕方ないと思う。

Q：市外業者等の障壁となっている仕様書部分の変更が可能かどうかを、一番詳しい担当部署においてよく検討して欲しい。

2-1 水道局抽出議案「ダイオキシン類ほか測定業務」について

Q：指名業者を選定する際に、履行可能な業者を、発注者側のある種勝手な思い込みから、指名を外してしまうような選別をしていないかということが問題点であると思う。このケースだと測定対象項目がいろいろあるが、環境省のリスト掲載されていないと業務を行うことができないとか、掲載されていなくても業務を行うことに支障はないとか、そういうことを確認しているか。

A：環境省リストは、それぞれの項目に対して環境省の方で審査を行い、環境省のダイオキシン類調査の受注資格があると認められていることを示しているだけである。多くの項目に載っている業者と一つの項目にしか載っていない業者があるが、これはその業者が掲載を希望した項目であり、たくさん申請している業者はたくさんの項目を申請していることになる。それぞれの項目について、審査のうえ承認されて

いるため、自称ではなく有効なものとして考えている。水についての項目も、公共用水域水質、地下水質、水道原水及び浄水など、非常に細かく仕分けをして審査されている。我々は水道局であるため、「水道原水及び浄水」という項目に登載されている業者のうち、我々が作っている有資格者名簿に登録がある市内業者又は準市内業者を指名した。

Q：この業務についての許容価格の設定はどうなっているか。

A：許容価格は公表していない（口頭で金額発表）。結果として今回は、1回目で許容価格に達しなかったため、再入札で落札となっている。

2-2 水道局抽出議案「800MHz帯デジタルMCAシステム無線機」について

Q：このシステムを採用するのは画期的で珍しいことか。

A：すでに導入されている自治体も多い。水道局としては、庁舎建替えの関係もあり、今回初めて採用した。元々はアナログ無線を持っていたが、それを更新することになる。アナログタイプは自前のアンテナ棟が必要となるが、それが不要というのが一つのメリットである。また、既に岡山市の消防関係でMCAの無線を入れているため、水道局内だけでなく、消防局などとも通話ができるようになるというメリットや大規模災害時に現地に応援に行っても使えるという契約もできる。基地局の関係から、今までのアナログより受信しやすいという事もあって採用した。

Q：一般競争入札の事後審査とは、実際に何をしているのか。

A：開札後、確認対象者に対して、入札参加資格があるのか、局の求めるサポート体制等の要件を満たしているのか等の審査を行っている。応札自体は誰でもできるので、参加資格等について事後で審査している。

(終了)